

議案第24号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年3月11日

三朝町長 吉田 秀 光

平成11年3月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

管 理 費	議会費及び総務費	倉吉市 51%
		町 村 49%
		（前年度におけるごみ処理費、し尿処理費、火葬場費、予防費、交通災害共済事業費（特別会計）、固定資産評価審査費、滞納整理費、休日急患診療所及び病院群輪番制病院運営費並びに介護認定審査費の各町村負担割合）

管 理 費	議会費及び総務費	倉吉市 51% 町 村 49% (各町村の負担は、前年度における管理費のうち旧伝染病予防法による伝染病隔離病舎の建設に係る起債の償還に要する経費、ごみ処理費、し尿処理費、火葬場費、交通災害共済事業費(特別会計)、固定資産評価審査費、滞納整理費、休日急患診療所及び病院群輪番制病院運営費並びに介護認定審査費の負担金総額による負担割合とする。)
	旧伝染病予防法による伝染病隔離病舎の建設に係る起債の償還に要する経費	人口割(最近の国政調査人口による負担割合)

改め、同表予防費の項を削り、同表固定資産評価審査費の項及び休日急患診療所及び病院群輪番制病院運営費の項中「管理費」を「管理費のうち議会費及び総務費」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による改正後の鳥取中部ふるさと広域連合規約別表の規定に関わらず、平成11年度における旧伝染病予防法による伝染病隔離病舎の建設に係る起債の償還に要する経費については、同表に規定する予防費をもって、その経費とする。